

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
●山口県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。 令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表 令和6年6月24日 改正・公表 令和6年12月27日 改正・公表	●山口県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。 令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表 令和6年6月24日 改正・公表 【挿入】
山口県知事 村岡 嗣政	山口県知事 村岡 嗣政
山口県において資源管理を行うための方針	山口県において資源管理を行うための方針
第1～第7 【略】	第1～第7 【略】
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、別添のとおり「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 まだい日本海西部・対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、別添のとおり「別紙3－1 きだい日本海・東シナ海海域」から「別紙3－19 なみがい山口県海域」までに、それぞれ定めるものとする。	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、別添のとおり「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、別添のとおり「別紙3－1 きだい日本海・東シナ海海域」から「別紙3－19 なみがい山口県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新		旧	
別紙番号	特定水産資源等の名称	別添	別添
別紙1－1	まあじ		
別紙1－2	まいわし対馬暖流系群		
別紙1－3	くろまぐろ（小型魚）		
別紙1－4	くろまぐろ（大型魚）		
別紙1－5	するめいか		
別紙1－6	まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群		
別紙1－7	さんま		
別紙1－8	かたくちいわし対馬暖流系群		
別紙1－9	うるめいわし対馬暖流系群		
別紙1－10	まだい日本海西部・東シナ海系群（追加）		
別紙3－1	きだい日本海・東シナ海海域		
別紙3－2	あかあまだい日本海西・九州北西海域		
別紙3－3	けんさきいか日本海・東シナ海海域		
別紙3－4	はも瀬戸内海西部海域		
別紙3－5	あかえび瀬戸内海海域		
別紙3－6	えっちゅうばい日本海中・西部海域		
別紙3－7	なまこ類山口県海域		
別紙3－8	あわび類山口県海域		
別紙3－9	くえ九州北西・山口海域		
別紙3－10	きじはた瀬戸内海海域		
別紙3－11	きじはた日本海海域		
別紙3－12	かたくちいわし瀬戸内海系群		
別紙3－13	ぶり		
別紙3－14	(削除)		
別紙3－15	まだい瀬戸内海中・西部系群		
別紙3－16	とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群		
別紙3－17	さわら瀬戸内海系群		
別紙3－18	さわら日本海・東シナ海系群		
別紙3－19	なみがい山口県海域		

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
(別紙1－1～1－7) 【略】	(別紙1－1～1－7) 【略】
(別紙1－8　かたくちいわし対馬暖流系群)	(別紙1－8　かたくちいわし対馬暖流系群)
第1 特定水産資源	第1 特定水産資源
かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2及び第3において同じ。）	かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
1 山口県かたくちいわし漁業 <u>(対馬暖流系群)</u>	1 山口県かたくちいわし漁業
(1) 水域	(1) 水域
(2) の対象とする漁業が、かたくちいわし <u>対馬暖流系群</u> の採捕を行う水域	(2) の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域
(2) 対象とする漁業	(2) 対象とする漁業
山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし <u>対馬暖流系群</u> を採捕する漁業。	山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業。
(3) 漁獲可能期間	(3) 漁獲可能期間
周年	周年
(4) 漁獲量の管理の手法等	(4) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。	当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。
第3 漁獲量の知事管理区分への配分の基準	第3 漁獲量の知事管理区分への配分の基準
全量を山口県かたくちいわし漁業 <u>(対馬暖流系群)</u> に配分する。	全量を山口県かたくちいわし漁業に配分する。
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群	かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。) を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</p>	<p>のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。) を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</p>
<p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p>	<p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p>
<p>(別紙1－9) 【略】</p>	<p>(別紙1－9) 【略】</p>
<p>(別紙1－10 まだい日本海西部・東シナ海系群)</p>	<p>【新設】</p>
<p>第1 特定水産資源</p> <p><u>まだい日本海西部・東シナ海系群</u></p>	
<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p><u>1 山口県まだい漁業（日本海西部・東シナ海系群）</u></p> <p><u>(1) 水域</u></p> <p><u>(2) の対象とする漁業が、まだい日本海西部・東シナ海系群の採捕を行う水域</u></p> <p><u>(2) 対象とする漁業</u></p> <p><u>山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだい日本海西部・東シナ海系群を採捕する漁業。</u></p> <p><u>(3) 漁獲可能期間</u></p> <p><u>周年</u></p> <p><u>(4) 漁獲量の管理の手法等</u></p> <p><u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u></p>	

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p>	
<p>第3 漁獲量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を山口県まだい漁業（日本海西部・東シナ海系群）に配分する。</p>	
<p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p>	
<p>(別紙3－1～3－13) 【略】</p> <p>別紙3－14 (削除)</p>	<p>(別紙3－1～3－13) 【略】</p> <p>(別紙3－14　まだい日本海西・東シナ海系群)</p> <p>第1 水産資源</p> <p>まだい日本海西・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>国が行う資源評価における親魚量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>山口県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。</p> <p>また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基</p>

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
(別紙3－15～3－19)【略】	づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし (別紙3－15～3－19)【略】